

平成24年度第4四半期における公益法人等への会費支出の状況
 (独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付け行政改革実行本部決定)に基づく公表)

	交付又は支出先法人名称		名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	
	公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分						
1	(公社)日本食 品科学工学会	公社	国所管	個人年会費、加 入費	110,000	11,000	5/11、10/26、 1/25、3/15、 3/29	当法人の研究成果の発 表のため
2								
3								
4								
合計				110,000				

平成24年度第4四半期における独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開
 (公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日付け行政改革実行本部決定)に基づく公表)

	交付又は支出先法人名称		名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	
	公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分						
	(公社)日本食 品科学工学会	公社	国所管	個人年会費、加 入費	110,000	11,000	5/11、10/26、 1/25、3/15、 3/29	当法人の研究成果の発 表のため

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。